【規程番号　神女大Ｖ－012】

社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第 33 条の２に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に、社会福祉士受験資格取得にかかる授業科目（以下「社会福祉士受験資格養成講座」という。）の履修細則を定める。

第２条　社会福祉士受験資格養成講座を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に入学を許可された者に限る。

第３条　本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、社会福祉士受験資格を得ようとする者は別表第１に定める本学授業科目を履修しなければならない。

第４条　別表第１に掲げる授業科目は、本学履修規程第７条の規定に基づき単位を認定する。ただし、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習Ⅱ」については、出席時間数が、同表に定める時間数の５分の４に満たない場合は、当該科目の単位を認定しない。

第５条　精神保健福祉士受験資格養成講座における「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は介護福祉士養成課程における「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者は、社会福祉士受験資格養成講座における「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の履修を免除する。

第６条　社会福祉士資格を取得するには、別表第１に掲げる授業科目を修得の上卒業し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第７条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成 25 年４月１日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、第３条に定める別表第１においては、なお、従前の例による。

附　則

１　この細則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１（第３条関係）　　社会福祉士受験資格にかかる授業科目　　令和３年４月１日より施行

社会福祉士及び介護福祉士法第７条第１号に規定する社会福祉に関する科目		本学授業科目			
科　　目	時間数	授業科目名	時間数	単位数	
				必須	選択
医療概論	30	医療概論	30	2	
心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	30	2	
社会学と社会システム	30	社会学と社会システム	30	2	
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	30	2	
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	
		地域福祉の包括的支援体制Ⅱ	30	2	
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	30	2	
社会保障	60	社会保障Ⅰ	30	2	
		社会保障Ⅱ	30	2	
高齢者福祉	30	高齢者福祉	30	2	
障害者福祉	30	障害者福祉	30	2	
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉	30	2	
貧困に対する支援	30	貧困に対する支援	30	2	
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	30	2	
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	
ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	60	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	60	2	
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	30	2	
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ	180	4	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	60	2	
合　計	1200	合　計	1200	65	